

大分市水道料金等関連総合業務（A区）委託公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務概要

(1) 委託業務名

大分市水道料金等関連総合業務（A区）委託

(2) 目的

業務の効率性や民間の独創性、業務遂行能力を最大限に生かし、需要者への上下水道サービスの維持向上を図るため、A区業務委託を受託する事業者（以下「A区受託事業者」といいます。）を選定することについて必要な事項を定めるものとします。

(3) 選定方法

A区受託事業者は、委託業務を確実に履行できる能力を有する民間事業者のうち、業務に対する意欲、資質及び技術能力等が優れていると認められるものとし、その選定は公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」といいます。）により行うものとします。

(4) 業務執務場所等

委託業務の執務場所は、大分市上下水道局営業課、中央料金センター、東部料金センター、西部料金センター、宿日直室とし、委託業務の対象区域は、大分市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年大分市条例第53号）第3条第2項に規定する給水区域、同条第3項に規定する事業計画の区域及び大分市上下水道事業管理者（以下「管理者」といいます。）が指示する区域とします。

(5) 委託業務の範囲は次のとおりとし、詳細は別途仕様書で定めます。

- ① 受付業務
- ② 調査業務
- ③ 調定業務
- ④ 精算業務
- ⑤ 収納関連業務
- ⑥ 滞納整理業務
- ⑦ メーター管理業務
- ⑧ 汚水排水用時間計業務
- ⑨ 接続促進業務
- ⑩ 受益者負担金業務
- ⑪ 宿日直関連業務
- ⑫ 統計業務
- ⑬ その他、①から⑫に掲げる業務に附帯する業務で、管理者が必要に応じ指示する業務

(6) 委託期間

令和9年10月1日から令和14年9月30日までとします。

(7) 準備期間

契約締結日から委託業務開始日の前日までは、業務の引継ぎ等の移行準備期間とし、当該期間に係る必要な経費については、A区受託事業者の負担とします。

(8) 本件委託業務に係る委託料の上限額

前記(6) 委託期間における委託料の上限額は公告文に提示する金額とします。
提案見積金額はこの上限額を超えてはならないものとします。

(9) 提案見積金額

提案見積金額は本委託業務全体の5年間に要するすべての費用を積算の上、提出してください。提案見積金額は別に定める提案見積書に明記して提出してください。

提案見積書は5年間の総額(消費税を除く。)を記入してください。

また、積算内訳書も提出してください。

(10) 契約保証金

契約保証金は、大分市契約事務規則(昭和39年規則第12号)第7条第8号の規定により免除とします。

2 参加資格要件

(1) プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく大分市の入札参加制限を受けていないこと。
- ② 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱(昭和56年大分市告示第258号)により、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- ③ 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領(平成21年大分市告示第553号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- ④ 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成24年大分市告示第377号)に基づく排除措置期間中でないこと。
- ⑤ プレゼンテーション実施日の3月前から、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ⑥ 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- ⑦ 国税、地方税に滞納がないこと。
- ⑧ 大分市の水道料金、公共下水道使用料の滞納がないこと。
- ⑨ 情報セキュリティマネジメントシステム関連の認証を取得していること。
- ⑩ 過去5年以内に、給水人口20万人以上の水道事業体において、受付・調定・収納・未納整理等を含めた水道料金等徴収に係る一連の業務について、元請として3か年以上の受託実績を有すること。

- ⑩ 常時雇用関係があり、かつ水道料金等徴収業務について2年以上業務責任者として実務経験を有する者又は3年以上業務責任者代理として実務経験を有する者を専任で4名以上配置できること。

(2) 共同企業体で参加する場合の条件は、次のとおりとします。

- ① 共同企業体の構成員は、2社とすること。
- ② 編成方法は、自主編成とすること。
- ③ 構成員の出資割合は、30%以上であること。
- ④ 共同企業体の構成員は、参加資格要件に定める条件（代表者以外の構成員にあっては、前記(1)⑩及び⑪を除く。）をすべて満たすこと。
- ⑤ 共同企業体の構成員は、委託業務に関して当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
- ⑥ 共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

3 審査委員会の設置

プロポーザルにおける受託候補者選定を行うため、大分市水道料金等関連総合業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）を設置します。

4 実施日程

プロポーザルによる受託候補者の選定は、以下の日程により実施します。

	内 容	日 程
1	参加募集の公告	令和 8年 6月12日(金)
2	参加申込書等の提出期間	令和 8年 6月12日(金)から 令和 8年 6月26日(金)まで
3	資格審査の結果通知	令和 8年 7月10日(金)
4	プロポーザル実施についての説明会	令和 8年 7月24日(金)
5	執務場所・水道料金等システムの検分及び資料の閲覧、業務提案書等の作成に係る質問書の提出期間	令和 8年 7月24日(金)から 令和 8年 7月31日(金)まで
6	業務提案書及び提案見積書の提出期間	令和 8年 7月24日(金)から 令和 8年 8月10日(月)まで
7	業務提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング	令和 8年 8月下旬
8	選定結果の通知	令和 8年 9月上旬～中旬

※各提出期間における提出期限は、厳守してください。

5 参加申込み手続き等

(1) 参加申込

参加申込書等は、大分市上下水道局のホームページからダウンロードしてください。

参加申込をする事業者（以下「参加申込事業者」といいます。）は、プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式第1号）に、必要書類を添付のうえ、提出期限までに提出し

てください。

(2) 提出書類

- ① 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び定款
- ② 会社概要（パンフレット可）
- ③ 財務状況（直近2か年の各会計年度における貸借対照表及び損益計算書）
- ④ 国税及び地方税の未納がないことの証明書（本社、支社、事業所等を含む）
- ⑤ 情報セキュリティマネジメントシステム関連認証一覧表（様式第2号）及び認証の写し
- ⑥ 誓約書（様式第3号）
- ⑦ 役員等調書及び照会承諾書（様式第4号）
- ⑧ 賠償保険加入状況関係書類（保険証書の写し等）
- ⑨ 類似業務受託実績調書（様式第5号）及び契約書の写し
- ⑩ 実務経験者状況調書（様式第6号）

※ ただし、共同企業体で参加する場合については、委託業務共同企業体協定書（様式第7号）並びに委任状及び使用印鑑届（様式第8号）のほか、次の書類を提出してください。

- ◆ 代表者は、提出書類①から⑩までの関係書類
- ◆ 構成員は、提出書類①から⑧までの関係書類

(3) 提出期間

プロポーザル参加申込書等の提出期間は、令和8年6月12日（金）から令和8年6月26日（金）までの大分市の休日を定める条例（平成元年6月28日条例第13号）に規定する市の休日（以下「休日」といいます。）を除く、午前8時30分から午後5時15分までとします。

(4) 提出場所及び提出方法

大分市上下水道局上下水道部営業課 管理担当班まで直接持込又は郵送するものとします。郵送の場合は提出期限内必着とします。

(5) 参加資格の審査

参加申込事業者の参加資格を審査の上、プロポーザル参加要請書（様式第9号）又はプロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第10号）により通知します。

(6) プロポーザル実施についての説明会

(5) によりプロポーザル参加要請書（様式第9号）の通知があった場合は、「4. 実施日程」に記載している「プロポーザル実施についての説明会」に参加することができます。

(7) 参加辞退

参加申込事業者は、プロポーザル参加辞退届（様式第11号）の提出により、随時プロポーザルへの参加を辞退することができます。

6 業務提案書等の提出

プロポーザルへの参加要請を受けた事業者（以下「参加事業者」といいます。）は、プロポーザルの実施に係る業務提案書等を作成のうえ、提出期限までに提出してください。

(1) 提出期間

令和8年7月24日（金）から令和8年8月10日（月）までの休日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとし、提出期限内に提出がない場合は、参加を辞退したものとみなします。

(2) 提出場所及び提出方法

大分市上下水道局上下水道部営業課 管理担当班まで直接持込又は郵送するものとします。郵送の場合は提出期限内必着とします。

(3) 提出部数

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| ① 業務提案書（様式第12号） | 正本1部、副本9部 |
| ② 提案見積書（様式第13号） | 1部 |
| ③ 積算内訳書（様式第14号） | 1部 |
| ④ 業務委託体制表（様式第15号） | 1部 |
| ⑤ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第16号） | 1部 |

(4) 業務提案書の内容

業務提案書の記載内容については、以下の章立てに沿って、作成してください。

- ① 業務実施体制及び業務執行計画等
- ② 受付業務に対する考え方
- ③ 調査業務に対する考え方
- ④ 調定業務に対する考え方
- ⑤ 精算業務に対する考え方
- ⑥ 収納関連業務に対する考え方
- ⑦ 滞納整理業務に対する考え方
- ⑧ メーター管理業務に対する考え方
- ⑨ 汚水排水用時間計業務に対する考え方
- ⑩ 接続促進業務に対する考え方
- ⑪ 受益者負担金業務に対する考え方
- ⑫ 宿日直関連業務に対する考え方
- ⑬ 統計業務に対する考え方
- ⑭ 研修体制等に対する考え方
- ⑮ 個人情報保護に対する考え方
- ⑯ 地域貢献（地元雇用・地元経済）に対する考え方
- ⑰ 災害時及び緊急時等危機管理に対する考え方
- ⑱ 業務引継ぎに対する考え方
- ⑲ 業務効率化及びサービス向上の提案

(5) 参加事業者には仮社名を割当てますので、業務提案書の社名欄にはこの仮社名を記載し、提案書や資料の本文中は、「当社、弊社」などの事業者名が特定できない表現を使用してください。

(6) 業務提案書の作成型態

- ① 使用言語は日本語、通貨は日本円とします。
様式が指定されているもの以外は任意の様式とし、用紙サイズ及び記載方法は、

日本工業規格A4判、縦置き、横書き、両面印刷で左綴りとします。
文字の書体は自由ですが、本文の文字サイズは10.5ポイント以上としてください。
文字数、ページ数、写真・イラスト・イメージ等の使用は自由です。図面イメージ
等で日本工業規格A3判を使用する場合は、折綴りとしてください。

- ② 表紙及び目次を作成し、正本の表紙には事業者名、提出日、「正本」を記載し、
副本の表紙には仮社名、提出日、通し番号を記載してください。
- ③ A4判、縦長、左綴りの紙製のフラットファイルに、ホッチキス止めなどをせずに
綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「大分市水道料金等関連総合業務（A区）委託
提案書」とタイトルをつけ、提出日、仮社名を記載してください。
なお、仮社名の割当て時にファイルの色を指定しますので、指定された色のファ
イルを使用してください。
- ④ 電子記憶媒体での提出は認めません。

(7) 提案見積書

- ① 提案見積書には、本件委託業務の委託期間5年間に要する経費を積算して、その総
額を記載し、積算内訳書には、その総額の積算根拠を年度別に、単価、工数、その
他必要な経費区分が分かる形で記載してください。積算内訳書については「1. 委
託業務概要（8）本件委託業務に係る委託料の上限額」に定める各年度の上限額を
超えてはならないものとし、明確な根拠のない年度ごとの差異については認めない
ものとしします。
- ② 提案見積書及び積算内訳書については、消費税を含まない金額を記載してください。
また、いずれも準備期間を含まない、委託期間5年間のみの経費としてください。
- ③ 提案見積書及び積算内訳書を一緒に封かん、封印して、業務提案書とは別に提出し
てください。
封筒の表に、「大分市水道料金等関連総合業務（A区）委託」「提案見積書及び積算
内訳書在中」と記載し、裏面に、提出日、提出者（住所又は所在地、商号又は名
称、代表者職・氏名）を記載してください。

(8) その他

- ① 業務提案書等の提出期限日までの修正、差替え、追加及び再提出には、制限はあり
ませんが、提出期限日経過後の処置は認めません。
- ② 業務提案書等の作成及び提出に要する費用は参加事業者の負担とします。
提出された業務提案書等は返却しないものとしします。
- ③ 業務提案書等の著作権は当該業務提案書等を作成した参加事業者に帰属し、作成し
た参加事業者並びに管理者、及びプロポーザル実施による事業者の選定にかかわる
審査委員と事務局職員以外には業務提案書等に係る内容の一切を公表しません。
ただし、プロポーザルの手続き及び事務処理において必要な場合に限り、無償で複
製等を行う場合があります。

7 執務場所の確認、水道料金等システムの検分及び資料の閲覧

執務場所の確認、水道料金等システムの検分及び資料の閲覧（以下「資料閲覧等」と
いいます。）の機会を提供します。

- ① 資料閲覧等を希望する参加事業者は、実施日時、検分内容、閲覧希望資料等について事前に連絡のうえ、資料閲覧等申込書兼守秘義務遵守誓約書（様式第17号）を令和8年7月24日（金）から令和8年7月31日（金）までの休日を除く、午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。
- ② 資料閲覧等において、資料等の持ち出し、複写は原則として認めません。ただし、水道利用者の顧客情報等の守秘すべき情報を含まないと判断できるものについては、複写、水道料金等システムの画面コピー等を認めることがあります。
- ③ 資料閲覧等において知り得た情報について、参加事業者は、地方公務員に課せられる守秘義務と同等の守秘義務を負っていただきます。この守秘義務を遵守しなかったと認められたときは、参加資格を取消すことがあります。

8 業務提案書等の作成に係る質問の受付等

- (1) 業務提案書等の作成に係る質問がある場合は、プロポーザルに関する質問書（様式第18号）により質問内容を電子メールで提出してください。
電子メールアドレス : jogesui-eigyo@city.oita.oita.jp
- (2) 提出期間は、令和8年7月24日（金）の午前8時30分から令和8年7月31日（金）の午後5時15分までとします。
- (3) 質問に対する回答については、すべての参加事業者に対し、電子メールにより行います。電話及び口頭による個別の対応は行いません。

9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

業務提案書等が提出された後、審査委員会は、参加事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

- (1) 日時及び場所
プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書(様式第19号)により通知します。
- (2) 実施時間
各参加事業者のプレゼンテーションの時間は40分以内とし、プレゼンテーション終了後、20分程度のヒアリングを行います。
- (3) 実施方法
プレゼンテーションの形式は自由とします。
なお、プレゼンテーションにプロジェクターによる拡大映像を使用できます。
コンテンツ、プレゼンテーションソフト、これらを実装したノートPC等は参加者でご準備ください（ただし、参加事業者が判明するものは除いてください）。
プロジェクター、スクリーン、AC電源は、上下水道局のものを使用できます。
- (4) プレゼンテーションの際は、業務提案書提出時に添付していない資料等を新たに使用することはできません。
- (5) 出席人数は、業務提案書の内容を熟知している者5名までとします。
(Web会議システム等を使用して参加する者を含む)
- (6) プレゼンテーション等に欠席した場合は、参加資格を失います。ただし、交通機関の事故等やむを得ない事情の場合は、この限りではありませんので、不測の事態により

プレゼンテーション等の指定時間に間に合わないとは判断される場合は、直ちに、大分市上下水道局上下水道部営業課 管理担当班にご連絡ください。

1 0 受託候補者の選定

- (1) 審査委員会は、評価基準に基づき、それぞれの参加事業者から提出された業務提案書を審査し、各項目についての評価及び採点を行います。評価合計点が最も高いものを受託候補者として選定します。
- (2) 評価は、提案見積金額が「1. 委託業務概要(8) 本件委託業務に係る委託料の上限額」に定める上限額を超えていない参加事業者に対し、業務提案書の内容等に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行った後、参加事業者から提出された業務提案書・見積書等について、別に定める「大分市水道料金等関連総合業務(A区) 委託公募型プロポーザル方式による事業者選定基準」に基づき行います。
- (3) 評価合計点は、評価項目ごとに審査委員会委員の評価点数を合計し、その平均点を採用します。小数点以下の端数がある場合は、小数点以下第2位を四捨五入します。
- (4) 評価合計点が同点である参加事業者が2者以上あるときは、業務に関する事項の得点が高い方の参加事業者の優先順位を上位にするものとし、これも同点であるときは、以下事業者に関する事項、見積価格の順で、同様の処理を行います。
- (5) 参加事業者の数にかかわらず、審査及び評価を実施します。
- (6) 評価合計点が管理者の定める一定水準に達しない場合は、受託候補者として選定しません。

1 1 決定及び通知

- (1) 審査委員会は、選定結果を管理者に報告し、管理者はその報告を受け、受託候補者を決定します。
- (2) B区受託候補者が決定されない場合は、本件受託候補者をB区受託候補者に決定します。なお、契約金額等条件については、再度協議のうえ決定します。
- (3) 受託候補者に選定された参加事業者には、プロポーザル選定結果通知書(様式第20号)を送付します。
- (4) 受託候補者に選定されなかった参加事業者には、プロポーザル非選定結果通知書(様式第21号)を送付します。
- (5) 審査の結果、選定されなかった参加事業者は、結果通知到着後14日以内に限り、非選定結果について書面により説明を求めることができます。
提出方法は、直接持込又は郵送のみ受け付けます。(様式は問いません。)
ただし、当該参加事業者の評価合計点及び順位に限り書面で回答するものとし、審査内容及び他の参加事業者に関する説明要求は認めないものとします。

1 2 業務提案書の瑕疵

- (1) プロポーザルに関する提出書類及び申告内容に瑕疵があることが判明したときは、その瑕疵について審査委員会が受託候補者に対してヒアリングを行う場合があります。
- (2) 当該瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性、公平性を著しく損なう恐れ

があると認められた場合は、既に決定した事項を取り消す場合があります。

1 3 失格要件

受託候補者が次に掲げる事由に該当した場合は、審査結果にかかわらず既に決定した事項を取り消し、失格とする場合があります。

- ① 業務提案書の作成に関して不正行為が認められた場合
- ② 業務委託契約締結前に参加資格要件を満たさなくなった場合

1 4 次順位の繰上げ

管理者は、前記1 2、1 3の規定又はその他の理由により、受託候補者に委託契約を履行することができない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、評価合計点が管理者の定める一定水準に達するもので、上位から順に当該業務委託の交渉を行うこととなります。

1 5 委託契約

- (1) 管理者は、受託候補者と大分市上下水道局契約事務規程（昭和43年水道事業管理規程第4号）に基づき、業務委託契約を締結します。
- (2) 契約金額等、業務委託契約の条件については、業務提案書の内容を基本として、管理者と受託候補者との協議により定めるものとします。
- (3) 受託候補者は、円滑に委託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとします。

1 6 各関係法令等の遵守

- (1) 参加事業者は、プロポーザルへの参加により、本件プロポーザルの実施要領を遵守することを誓約するものとみなします。
- (2) 参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、業務提案書に瑕疵がある場合及び失格要件に準じて取り扱うこととします。

1 7 問い合わせ先及び担当

プロポーザルの手続き等に係る問い合わせ先及び各種書類の提出場所

- (1) 担当（事務局）及び各種書類の提出場所
〒870-0045
大分県大分市城崎町1丁目5番20号
大分市上下水道局上下水道部営業課 管理担当班
- (2) 電 話：097-538-2434
- (3) F A X：097-534-7296
- (4) メールアドレス：jogesui-eigyo@city.oita.oita.jp